

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	外国子会社合算税制(CFC 税制)の抜本的見直し								
税 目	所得税、法人税								
要 望 の 内 容	<p>CFC 税制の見直しに際しては、我が国の適正な課税権の確保を目的とする一方で、租税回避目的がない事業（外国で価値創造を行っている金融・保険業、航空機リース業など）が合算対象とならないよう、ビジネスの実態に配慮すること。</p> <table border="1" data-bbox="874 831 1490 1003"> <tr> <td data-bbox="874 831 1198 887">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1198 831 1490 887">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 887 1198 943">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1198 887 1490 943">(— 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 943 1198 1003">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1198 943 1490 1003">(— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円								
(制度自体の減収額)	(— 百万円)								
(改正増減収額)	(— 百万円)								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>CFC 税制は、軽課税国に所在する子会社等を通じた租税回避行為に対処するため、一定の外国子会社等の所得を国内事業者の所得に合算して課税する制度である。</p> <p>CFC 税制については、企業の適正な海外投資活動を阻害しないよう、軽課税国の定義（トリガー税率）や適用除外規定等が設けられているが、近年の経済活動を反映していないとの指摘がある。例えば、アイルランド（実効税率 12.5%）所在の航空機リース会社は、実体のある事業を行っているにもかかわらず、一律に日本の税率（実効税率 29.97%）で合算課税されてしまう。</p> <p>OECD は、経済のグローバル化に対応した新たな国際課税制度を構築するため BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを推進し、参加国に対し CFC 税制の見直しを勧告しているところであり、わが国においても BEPS プロジェクトの勧告を踏まえ、CFC 税制の改正を行うことが求められている。</p>								

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	IV—3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
		政策の達成目標	我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同様。
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外に子会社を有する企業への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	CFC 税制の改正を行うことにより、国内の金融機関が他国の金融機関と同じ条件で競争することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		現行税制について、ビジネスの実態に沿ったものとするよう見直しを求めるものであり、予算その他の措置によって実現することはできない。	
置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度税制改正においても、CFC 税制の抜本的見直しを要望。	